

香美市外国語指導助手派遣公募型プロポーザル審査要領

香美市外国語指導助手派遣に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす参加者を対象に行います。

- (1) 別途定める「香美市外国語指導助手派遣公募型プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した者

2 審査

審査は、「香美市外国語指導助手派遣業者選定委員会設置要綱」に基づき設置された選定委員会が行います。評価基準については、「香美市外国語指導助手派遣プロポーザル評価基準」のとおりです。

(1) 書面審査

公募により応募のあった参加者のうち、資格要件の確認ができた者に対し、参加申込時に提出された書類について、評価基準に従い書面審査を実施します。

(2) プレゼンテーションによる審査

① 日時、場所(予定)

令和7年 11 月 11 日(火)午後 13 時 40 分から

香美市役所 会議室(高知県香美市土佐山田町宝町1-2-1)

② 内容

ア プレゼンテーションの時間は企画提案者1社 20 分、質疑応答 10 分とします。

イ 出席者は1社3名以内とします。

ウ 順番は別途お知らせします。

エ 各社のプレゼンテーション終了後、選定委員からの質疑の時間を設けます。

オ 必要に応じて、パソコン、プロジェクターを使用しての企画提案書の説明を可能とします。スクリーンは準備しますが、その他の機器については各自で準備してください。またパソコンを使用する場合は事前に担当までご連絡ください。

(3) 価格についての審査

参加者から提出された経費見積書について審査を行います。